さいたま市告示第1511号

子育て支援センターみなみ運営業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。 つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年9月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 企画提案書の招請に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市子育て支援センターみなみ運営業務

(2) 履行場所

さいたま市南区別所7-20-1 サウスピア1階

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)に、企画提案書の提出までに、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」の営業品目(大分類)「その他の業務」内の営業品目(小分類)「その他業務」の内訳(小分類)、「福祉医療介護等業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいた ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本招請から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 次の①の条件を満たし、かつ②又は③のいずれかに該当する法人
 - ①さいたま市内で運営している保育所において、児童福祉法第6条の3第7項の規定における 「一時預かり」を現に実施している法人
 - ②さいたま市内において、単独型子育て支援センターを現に運営している法人
 - ③さいたま市内において、保育施設併設型子育て支援センターを現に運営している法人
- 3 募集要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、募集要項等を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 子ども未来局子ども育成部子育て支援課

担当 支援係 電話 048(829)1271

(2) 交付期間

令和7年9月30日(火)から令和7年10月21日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付方法

 $CD - ROM \times LDVD - ROM$

(4) 交付費用

無償

4 質問の受付

企画提案書を提出しようとする者の企画提案に関する事項の質問について、次のとおり受付する ものとする。

(1) 受付期間

令和7年9月30日(火)から令和7年10月21日(火)まで

(2) 受付方法

電子メールにて提出されたものを受付するものとする。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

ア 電子メールアドレス <u>kosodate-shien@city.saitama.lg.jp</u>

イ 電子メール等の標題

「【質問(提案者名)】子育て支援センターみなみ運営業務」(全角文字)とすること。

ウ 到達確認先

3(1)に同じ

(3) 質問の回答

質問を受付後、随時ホームページに公開する。

なお、最終回答は令和7年10月23日(木)までに掲載予定。

- 5 企画提案書等の提出
 - (1) 提出書類

ア さいたま市子育て支援センターみなみ公募申込書

イ 応募書類一式…2部(正本1部、副本1部)

ウ 審査用書類…10部(正本1部、副本9部)

詳細は募集要項「応募書類一覧表」を確認のこと。

(2) 受付期間

令和7年10月23日(木)から令和7年10月29日(水)まで(休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

6 提案内容の説明

企画提案書の提出者は、企画提案選定委員会において、提案内容の説明をすること。 なお、企画提案選定委員会の実施日(令和7年11月14日(金)予定)及び場所については、 参加表明者数の確定後に通知する。

- 7 業者決定の方法
 - 業者の決定に当たっては、企画提案選定委員会において審査を行い決定する。
- 8 本招請に関する事務を担当する課
 さいたま市浦和区常盤6-4-4 子ども未来局子ども育成部子育て支援課
 担当 支援係 電話 048(829)1271 FAX 048(829)1960
- 9 その他
 - (1) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
 - (2) 本企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
 - (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - (4) 契約条項等は、子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。 https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html
 - (5) 詳細は、募集要項による。

子ども未来局子ども育成部子育て支援課 告示期間の期限日(令和7年10月9日まで)